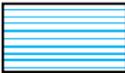
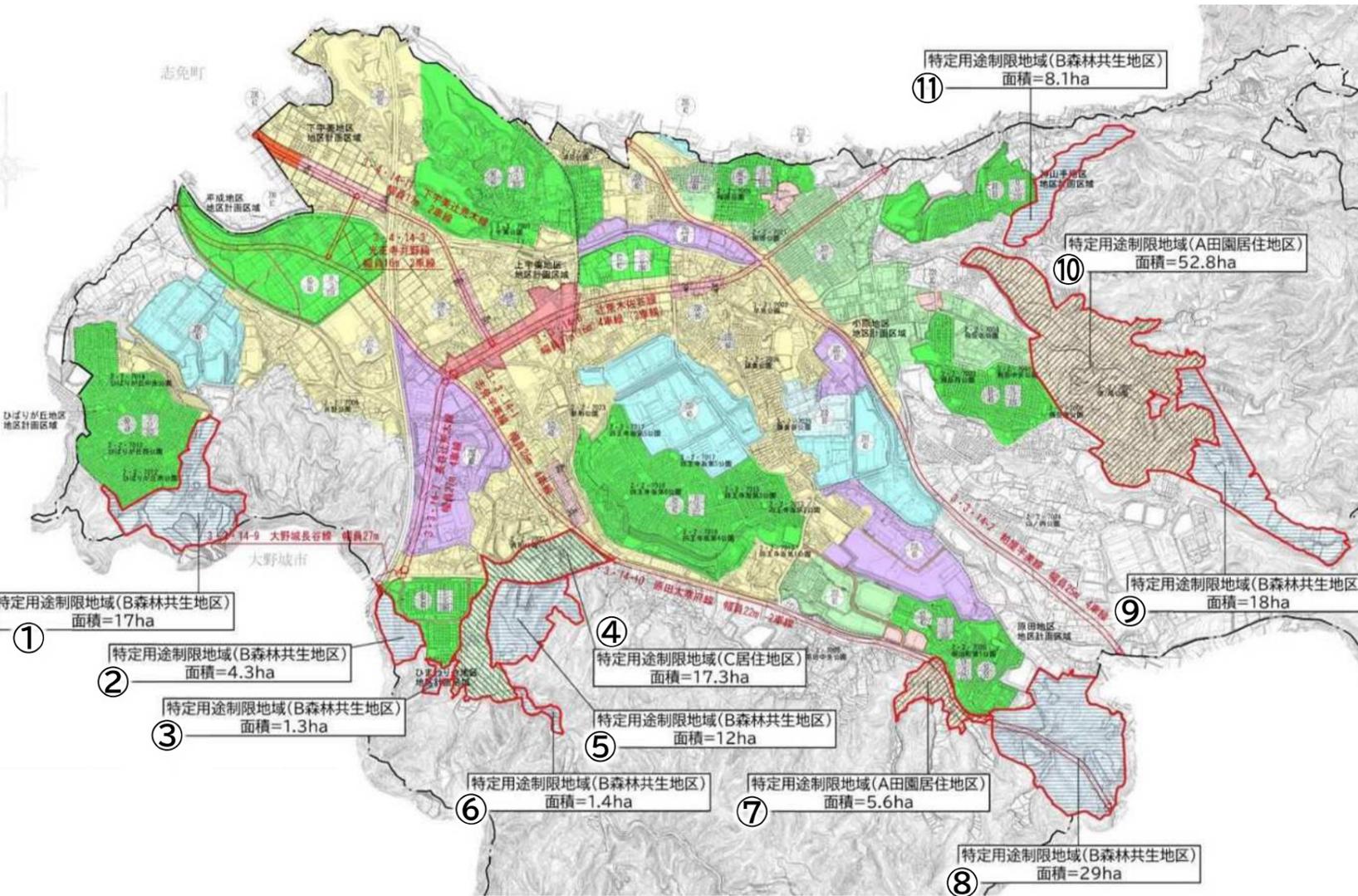


特定用途制限地域の指定区域

新たに指定する用途地域等の種類

	特定用途制限地域 (A 田園居住地区)		特定用途制限地域 (B 森林共生地区)		特定用途制限地域 (C 居住地区)
---	------------------------	---	------------------------	---	----------------------



特定用途制限地域における制限概要

用途	制限概要			備考	
	A 田園居住地区	B 森林共生地区	C 居住地区		
<凡例> ○: 建てられる用途 ×: 建てられない用途 ▲: 面積、階数等の制限あり					
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	
店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×		
事務所等	▲	▲	▲	▲3,000㎡以下	
ホテル、旅館	▲	▲	▲	▲3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	▲	▲	▲	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等	▲	×	×	▲3,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	▲	×	×	▲3,000㎡以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	▲	×	×	▲客席等の用途に供する部分が200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	▲	▲	○	▲30,000㎡以下
	図書館等	×	×	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	
	病院	▲	▲	○	▲10,000㎡以下
	公衆浴場、診療所、保育所等	▲	▲	○	▲保育所は1,600㎡以下
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	▲	▲	○	▲10,000㎡以下
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	▲10,000㎡以下
	自動車教習所	▲	▲	▲	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	○	○	▲	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫	○	○	▲	※一団地の敷地内について別に制限あり ▲2階以下
	倉庫業を営む倉庫	○	○	×	
	自家用倉庫	○	○	▲	▲3,000㎡以下
	畜舎(15㎡を超えるもの)	○	○	▲	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	▲	▲原動機の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	▲	○	▲	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	○	×	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ▲50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	
	危険性が大きいおそれが著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	
自動車修理工場	▲	○	▼	原動機の制限あり 作業場の床面積 ▲150㎡以下 ▼50㎡以下	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	▲	▲3,000㎡以下
	量が少ない施設	×	○	×	
	量がやや多い施設	×	×	×	
	量が多い施設	×	×	×	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	×	×	×	※都市計画区域内においては、原則、都市計画決定が必要	